○ 農地法第４条・第５条転用届出（市街化区域の農地）提出書類

番号	提 出 書 類	説　　明		４条	５条	ﾁｪｯｸ
1	届出書			２通	３通	
2	委任状	委任された者（代理人）が届出を行う場合		１通		
3	全部事項証明書（土地）	法務局で交付された原本		１通		
4	位置図	１／２０，０００ 程度	仮換地の指定を受けている場合不要（10を提出）	１通		
5	案内図	住宅地図のコピーなど		１通		
6	土地の地番・地目を表示する図面	公図の写しに地目を表示したものなど		１通		

下記 ７ ～ ９ については、「該当する場合」のみ提出してください。

7	農地法第２０条の許可書	賃貸借農地の場合	１通	
8	解約につき、合意の成立したことを証する書類	賃貸借の農事調停等により、解約されることとなっている場合	１通	
9	戸籍（除籍）全部事項証明書など	届出者が真正な権利者であるか、土地全部事項証明で確認できない場合（相続登記未完了など）	１通	

注意事項）　1）全部事項証明書（土地）に記載された所有者と、届出人が一致しない場合
→ 現行の登記内容と変更内容（住所変更・相続の発生など）が、確認（突合）できる書類を提出（住民票、戸籍全部事項証明書、戸籍の附票など）

2）各種証明書・住民票等については、届出書の提出日前３か月以内に交付されたものを提出してください。

3）随時受け付けておりますが、不足書類がある場合は、受付できません。
（届出書の提出は、届出内容を説明できる方が行ってください。）

＜届出書に関する問合せ・提出先＞　　鶴ヶ島市農業委員会
電話　０４９－２７１－１１１１（市役所代表）
農業委員会事務局　内線２２２